

平成27年6月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成27年6月29日（月） 午前10時00分～午前11時06分

○ 場 所 教育センター 4階 会議室1

○ 出席者

教育委員

委員長 渡 邊 一 郎

委員長職務代理者 榎 原 恵 理 子

委 員 橋 爪 利 明

教育長 首 藤 修 一

事務局

教育次長兼管理部長 小浜 利彦 指導部長 水田 広茂

生涯学習部長 松 良之 総務課長 藤本 淳司

学校管理課長 瀬尾 邦雄 学校教育課長 廣部 孝徳

生涯学習課長 松原 俊三 スポーツ・青少年課長 阪本 和也

放課後こども課長 西本 岳史 教育センター長 吉川 弘美

ほか担当職員

○ 審議内容

議案第29号 守口市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則案

【説明要旨】

○事務局 「守口市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則案」につきまして、御説明申し上げます。

この度の守口市教育センター条例施行規則の一部改正につきましては、守口市教育センター運営委員会を廃止しようとするものです。守口市教育センター運営委員会につきましては、守口市教育センターのセンター長の諮問に応じ、守口市教育センター条例第3条に規定する事業の企画、実施について審議するため設置してきましたが、当該事業の企画、実施にかかるノウハウが守口市教育センターに相当程度蓄積されたことに伴い、守口市教育センター運営委員会の設置目的は達成されたものと考えます。つきましては、第6条関係、守口市教育センター運営委員会を廃止し、その他規定整備を行い、守口市教育センタ

一条例施行規則の一部を改正しようとするものでございます。

まことに簡単な説明ではございますが、御審議の上、御決定賜りますようお願いいたします。

【審議状況】

○委員 守口市教育センター運営委員会を廃止するということですが、教育センターは今までどおり問題なく運営できるのでしょうか。

○事務局 教育センターが設置された当時は、守口市教育委員会の外部機関として設置されましたが、現在は守口市教育委員会 指導部の中に位置づけられております。また、教育センター運営のノウハウが蓄積されていますので、うまく機能していけると考えております。校長会や教頭会、園長会、それから先生方の部会などで意見も聞けますので、現場で活用していただくよう、よりよい企画をしていけると考えます。

○委員 今後、新しい方向性とか企画などを学識経験者に聞くことは、出てこないのでしょうか。

○事務局 出てくるときがあると思います。その際には、守口市は協定締結を11大学としておりますし、協定している大学以外にも助言をしていただける方がいらっしゃいましたら、新しい情報を入れていこうと考えます。

○委員 センターの運営について、今の段階で新たにするものですか、予定といったものはないのでしょうか。予定はあるけれども、それも含めて運営していける見通しがあるという意味なのでしょうか。

○事務局 教育センターとしましては、教職員に対する研修、教育相談、ICT教育の推進が大きな柱だと思っております。こちらにつきましては、課題もありますけれども、いろいろ見通しをもって進めているところでございます。ですが、それ以外の課題が見つかりましたら、そのときに考えてまいります。

○委員 新たな取り組みというのは、やはり他市町村の状況等を参照するということは必要かと思うのですが、例えば他市町村の教育委員会が設置しておられる、この教育センターのような組織間との連絡会や連携というのは、どのようになっているのでしょうか。

○事務局 大阪府教育研究所連盟というものがございまして、18の教育センター等が集まる、大阪府教育委員会内の大阪府教育センターを会場にした連絡会がございまして、その中で他市町村間との連携をしていったり、研究を進めたりして、それぞれの取り組みに

ついて情報交換をしておりますので、そこで他都市の情報を得ております。

○上記の質疑の後、原案通り可決

議案第30号 守口市生涯学習援助基金活動助成事業審査会委員の解職並びに委嘱について

【説明要旨】

○事務局 議案第30号「守口市生涯学習援助基金活動助成事業審査会委員の解職並びに委嘱について」につきまして、御説明申し上げます。

この審査会ですが、守口市生涯学習援助基金条例第4条の規定に基づき、守口市生涯学習援助基金の運用から生ずる収益を財源としまして、生涯学習活動の振興を図る目的で、その活動を行う個人、団体に対して行う助成についての調査審議をしていただくものでございます。平成27年2月の教育委員会定例会におきまして、議案第15号で、平成27年3月1日から2年間の任期で、本市生涯学習援助基金活動助成事業審査会委員の委嘱の承認をいただいたところですが、今回学識経験者2名のうち、渡邊公章委員から辞職願が出されたことにより、渡邊委員を解職し、後任の委員としまして、北邦弘氏の委嘱をしようとするものでございます。

なお市附属期間条例第3条に基づき、今回委嘱しようとする委員の任期は平成29年2月28日までの残任期間でございます。委員報酬につきましては、「特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」に基づきまして会議1回当たり8900円でございます。会議につきましては、年1回の開催を予定しており、今年度は7月31日（金）に開催をする予定でございます。

以上、まことに簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【審議状況】

○委員 今回、渡邊委員がおやめになる、それから新たに北氏が新規の委員として委嘱をお受けになるという、その間の経緯をもう少し詳しく説明していただけませんか。

○事務局 辞職願を出されました渡邊委員ですが、大阪国際大学に所属をしておられましたが、お辞めになられまして、現在は福岡市にございます、中村学園大学短期大学部に拠点を移しておられます。昨年までは年に数回、大阪に戻ってこられる機会がございまし

たので、そのときに生涯学習の助成事業の審査会のほう開催しておりましたが、今年度に入り、一度委員を引き受けられたものの、4月以降大学の日程もなかなかつきづらく、大阪に来られる予定が全くめどが立たなくなったといったことから、今回一身上の都合により、辞職を願われたわけでございます。

後任の人事としましては、大阪国際大学に渡邊先生の後任の御相談をかけたところ、北邦弘先生が最も適任ではないかといったことから、先日、北邦弘先生にお会いをさせていただきまして、生涯学習援助基金の内容、趣旨等を御説明して、委員の打診をしたところ、御快諾いただいたことから、今回後任として北邦弘先生を委員の委嘱案として出させていたいただいた次第でございます。

○上記の質疑の後、原案通り可決。